

平成30年5月10日

各 位

上場会社名	株式会社ドリコム	
代表者	代表取締役社長	内藤 裕紀
(コード番号)	3793)	
問合せ先責任者	取締役	後藤 英紀
(TEL)	03 - 6682 - 5700)	

従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の導入の背景

当社は2015年よりIPに焦点をあてたゲームの開発・運用を軸とする成長戦略のもと、主力のゲーム事業拡大に取り組んで参りました。今春からは当社と(株)バンダイナムコエンターテインメントの合弁会社が提供する新ブラウザゲームサービス(「enza」)もスタートし、成長加速の好機との認識のもと、全社一丸となり更なる業容拡大を目指して日々邁進しております。

こうした重要な時期にあたり、従業員が株主の皆様と目線を共にし、企業価値向上を意識しながら日々の業務に従事することにより、経営基盤の一層の盤石化、そして継続的な企業価値の向上につながると考え、本制度を導入するに至りました。

3. 本制度の概要

対象従業員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。各従業員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

4. 当社の子会社の従業員への付与

当社の子会社の従業員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上